

鎌倉市監査委員等の公印に関する規程

昭和 29 年 10 月 29 日

監査委告示第 2 号

鎌倉市監査委員等の公印に関する規程を、次のとおり定める。

鎌倉市監査委員等の公印に関する規程

第 1 条 鎌倉市監査委員、鎌倉市代表監査委員、鎌倉市監査委員事務局長、事務局及び鎌倉市代表監査委員職務代理者の公印を、別表のとおり定める。

第 2 条 前条の公印は、事務局長が管守しなければならない。

第 3 条 この規程に定めるものの外、公印の使用及び管守に関しては、鎌倉市公印規則(昭和 28 年規則第 22 号)を準用する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和 39 年 4 月 1 日監査委告示 1)

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程による別表の改正に係る公印で、この規程施行の際に現に使用中のものは、当該公印が摩滅のため改刻されるときまで使用することができる。

付 則(昭和 56 年 2 月 28 日監査委告示 2)

この規程は、昭和 56 年 3 月 1 日から施行する。

別表(第 1 条)

名称	書体	寸法 (mm)	印材	個数	形式	備考
鎌倉市監査委員印	てん書	方 21	木印	1	1	
鎌倉市代表監査委員印	てん書	方 21	木印	1	2	
鎌倉市監査委員事務局長印	てん書	方 21	木印	1	3	
鎌倉市監査委員事務局印	れい書	方 30	木印	1	4	
鎌倉市代表監査委員職務代理者印	てん書	方 21	木印	1	5	

形式

1

2

3

4

5

